

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4526-1:2013

規格名：機器用スイッチ 第 1 部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4	箇条 4 一般要求事項 スイッチは、人体又は周囲の物品に危険を及ぼさないように、当該規定に従って、通常の使用状態で安全に機能するように設計し製作しなければならない。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 10 10.1 10.2 10.5 箇条 11 11.1 11.2 11.3	箇条 10 接地手段 10.1 クラス II 機器用のスイッチは、スイッチ又はその部品に接地のための手段があってはならない。 10.2 接地端子、接地端子部及び他の接地手段は、他の中性端子に電気的に接続してはならない。 10.5 未処理導体用の接地端子は、通電端子以上の大きさでなければならない。 箇条 11 端子及び端子部 11.1 未処理銅導体用端子 端子は、ねじ、ナット等の有効な手段若しくは方法によって接続を行うものでなければならない。(全細分箇条を含む。) 11.2 端末処理銅導体用端子及び／又は特殊な工具を使用して接続する端子 端子は、製造業者の指定どおりに接続したとき、その目的を達するものでなければならない。(全細分箇条を含む。) 11.3 電源の接続及び外部コード接続用の端子に対する追加要求事項 各端子は、正当な技術的理由がない場合は、対応する異極の	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4526-1:2013

規格名：機器用スイッチ 第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き				箇条 12 12.1 12.2 12.3 箇条 19 19.2 19.2.6	端子の近くに、また、接地端子がある場合は、その端子の近くに位置していなければならない。(全細分箇条を含む) 箇条 12 構造 12.1 感電に対する保護に関連する構造上の要求事項 安全性の確保のためにスイッチは二重絶縁並びに沿面距離及び空間距離に対して規定の構造でなければならない。 (全細分箇条を含む) 12.2 スイッチの取付け及び通常の動作中の安全に関連する構造上の要求事項 安全のために設けられたカバー、カバープレート、取外し可能なアクチュエータなどは、工具の使用なしでは取替え又は動かすことができない方法によって固定されていなければならない。(全細分箇条を含む) 12.3 スイッチの取付け及びコードの取付けに関連する構造上の要求事項 スイッチは、製造業者の指定する取付方法が、この規格に適合するように設計していなければならない。(全細分箇条を含む) 箇条 19 ねじ、通電部品及び接続 19.2 ねじ止め接続 19.2.6 スイッチの取付け又は配線中に操作するねじは、ねじ	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4526-1:2013

規格名：機器用スイッチ 第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き					穴又はナットに正しく差込みできなければならない。	
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 10 10.3 10.5 箇条 12 12.1.2 箇条 23	箇条 10 接地手段 10.3 クラス I 機器用のスイッチの可触金属部であって、絶縁不良が生じたとき充電部となるおそれがあるものは、接地用の備えをしなければならない。 10.5 未処理導体用の接地端子は、工具なしで緩むことがなく、適切にロックされていないといけない。 箇条 12 構造 12.1.2 スイッチは、たとえスイッチの導電部が緩んでその位置から外れても、通常の使用で、付加絶縁又は強化絶縁が介在する沿面距離又は空間距離が規定する値未満に減少しない構造でなければならない。 箇条 23 電子的スイッチの異常動作及び故障状態 異常状態の結果として起こる火災のリスク、安全又は感電からの保護を損なう機械的損傷を防止するようなスイッチの構造にしなければならない。（全細分箇条を含む。）	
第三条 第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによつてはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 8 8.1	箇条 8 表示及び文書 8.1 スイッチ製造業者は、次の情報を表示及び／又は文章によって提供しなければならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4526-1:2013

規格名：機器用スイッチ 第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き		保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。		8.1.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>- スイッチの選択及び取り付け</li> <li>- 最終使用者に意図したようにスイッチの使用</li> </ul> 8.1.2 文書による情報 規定の情報を、リーフレット、仕様書、図面などの文書に記載しなければならない。	
				8.3	8.3 記号を用いるとき、規定の記号でなければならない。	
				8.4	8.4 定格電流及び定格電圧は、数字だけで表さなければならない。(全細分箇条を含む。)	
				8.5	8.5 定格周囲温度の温度下限値及び温度上限値を表示しなければならない。(全細分箇条を含む。)	
				8.6	8.6 クラスⅡ装置又は機器に対する記号は、スイッチに表示してはならない。	
				8.7	8.7 動作サイクル数は、指数を示す記号“E”を使用しなければならない。	
				8.10	8.10 外郭をもち、機器に組み込ませることを意図しないスイッチは、“OFF”位置が明瞭に表示されていないとなければならない。微小遮断又は電子的遮断のスイッチは、“OFF”位置に関して“O”を表示してはならない。切換え位置の表示が不可能であるか又は誤解を招くスイッチは、操作する方向を表示しなければならない。	
				8.11	8.11 二つ以上の端子をもつ電子的コードスイッチ及び電子	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4526-1:2013

規格名：機器用スイッチ 第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き				箇条 11 11.2 11.2.3.3 11.2.4.3 箇条 12 12.2 12.2.5	的独立形固定スイッチには、負荷端子は端子から逆向きの矢印か、又は規定された負荷の端子に規定の記号を表示しなければならない。 箇条 11 端子及び端子部 11.2 端末処理銅導体用端子及び／又は特殊な工具を使用して接続する端子 11.2.3.3 導体の接続及び取外しをどのように行うか、明示しなければならない。 11.2.4.3 導体の接続をどのように行うか、明示しなければならない。 箇条 12 構造 12.2 スイッチの取付け及び通常の動作中の安全に関連する構造上の要求事項 12.2.5 照光式の表示灯がスイッチに組み込まれている場合には、製造業者が決めたとおりの正しい表示を行わなければならない。	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 10 10.7 10.8	箇条 10 接地接続の手段 10.7 接地端子の全ての部品は、これら部品と接地導体の銅との間、又はこれら部品に接触する他の金属との間の接触によって腐食しないものでなければならない。 10.8 接地端子のボディは、黄銅であるか又は他のこれと同	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4526-1:2013

規格名：機器用スイッチ 第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四条 続き				10.9	等以上の耐食性のある金属でなければならない。 10.9 接地端子のボディが、アルミニウム又はアルミニウム合金のフレーム若しくは外郭の一部である場合には、銅とアルミニウム又はその合金との間の接触によって腐食しないよう注意しなければならない。	
				箇条 11	箇条 11 端子及び端子部	
				11.1.3.2	11.1.3.2 ねじなし端子は、通常の使用中に生じる機械的ストレスに耐えなければならない。	
				11.1.3.4	11.1.3.4 ねじなし端子は、通常の使用時の熱的ストレスに耐えなければならない。	
				箇条 16	箇条 16 温度上昇	
				16.2.1	16.2.1 接点及び端子の材料並びに設計は、その酸化、その他の劣化によって、スイッチの動作及び機能に悪影響を及ぼさないようなものでなければならない。	
				箇条 17	箇条 17 耐久性 スイッチは、過度の摩耗又は有害な結果をもたらすことなく、通常の使用中に生じる電氣的、熱的及び機械的ストレスに耐えなければならない。(全細分箇条を含む。)	
				箇条 19	箇条 19 ねじ、通電部品及び接続	
				19.3	19.3 通電部 通電部及び接地導通部分は、スイッチの中で起こる諸条件の	



## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4526-1:2013

規格名：機器用スイッチ 第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第五条 続き				箇条 20  20.4	<p>スイッチは、通常使用時に生じる高湿度状態に対して耐えなければならない。</p> <p>箇条 20 空間距離、沿面距離、固体絶縁及び剛性プリント配線板アセンブリのコーティング</p> <p>20.4 剛性プリント配線板アセンブリのコーティング</p> <p>剛性プリント配線板アセンブリのコーティングは、汚染に対する保護を備えなければならない。</p>	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 16  16.1    箇条 19  19.1   19.2.2  箇条 21  21.1	<p>箇条 16 温度上昇</p> <p>16.1 一般要求事項</p> <p>スイッチは、最大定格電流又は宣言された熱的電流、及び定格温度における通常の使用中の動作で、スイッチの機能に悪影響を及ぼす材質を使用してはならない。</p> <p>箇条 19 ねじ、通電部品及び接続</p> <p>19.1 電氣的接続に対する一般要求事項</p> <p>絶縁材料を介して電氣的接続をする場合には、セラミック、純マイカ又はこれらと同等以上の特性をもつ絶縁材料を用いなければならない。</p> <p>19.2.2 接触圧力を伝達するねじは、亜鉛、アルミニウムなどの軟質又は変形しやすい材料を使用してはならない。</p> <p>箇条 21 耐火性</p> <p>21.1 耐熱性</p>	



## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4526-1:2013

規格名：機器用スイッチ 第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条 続き				箇条 22  箇条 24	非金属材料部品は、耐熱性がなければならない。  箇条 22 耐食性 さびによって安全性を損なうおそれがある鉄鋼製の部品は、さびに対して適切な保護がされていなければならない。  箇条 24 電子的スイッチの構成部品 故障した場合に、感電及び火災の危険を引き起こすことのある構成部品は、この規格の要求事項か、又は関連 JIS 構成部品の規格に従わなければならない。(全細分箇条を含む。)	
第七条 第1号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 9 9.1  9.1.1  9.1.3	箇条 9 感電に対する保護 9.1 スイッチを通常の使用状態に取り付け動作させるとき、又は口金付きランプを除いて着脱できる部分を取り外した後、充電部との接触を防止する適切な保護があるように構成されていなければならない。 9.1.1 保護インピーダンスの除去又は短絡が生じた場合には、電子的スイッチは、必ず破壊状態になるか又は明らかに使用不能状態にならなければならない。保護インピーダンスは、可触金属部の表面に沿い、各表面間においても規定に従って条件を満たすように設計及び配置しなければならない。 9.1.3 スイッチが仕様のとおりに取り付けられたとき、使用者が接近可能なスイッチの設定を調整する穴をもっており、かつ、そのように指示されている場合には、調整のとき、感	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4526-1:2013

規格名：機器用スイッチ 第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七條 第1号 続き				9.4  箇条 11 11.1.1.4  箇条 23 23.2	電の危険があつてはならない。 9.4 コンデンサの金属ケースは、製造業者の指定に準拠してスイッチを取り付けたとき、触れるおそれのある接地していない金属部から付加絶縁によって絶縁されていなければならない。 箇条 11 端子及び端子部 11.1.1.4 充電部と可触金属部との間、そして、クラスⅡ機器用のスイッチは、充電部と、可触金属部から付加絶縁だけによって隔離された金属部との間が、接触の危険がないように位置しているか又は遮蔽されていなければならない。 箇条 23 電子式スイッチの異常動作及び故障状態 23.2 故障状態中におけるスイッチの使用により、感電の危険を生じてはならない。	
第七條 第2号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	箇条 9 9.3  箇条 10 10.4	箇条 9 感電に対する保護 9.3 機器用のスイッチのアクチュエータの可触部分は、一つの可触金属部又は幾つかの組み合わせられた金属部と接地間の漏れ電流は規定の値を超えてはならない。 箇条 10 接地接続の手段 10.4 接地端子、接地端子部又は他の接地手段とそれらに接続する部品との間の接続は、低い抵抗値でなければならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4526-1:2013

規格名：機器用スイッチ 第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七條 第2号 続き				箇条 17 17.2.5.3	箇条 17 耐久性 17.2.5.3 絶縁適合性 規定の試験を全て終了したとき、スイッチは、充電部と接地金属、可触金属部、又はアクチュエータとの間に瞬間的な漏電の徴候があってはならない。	
第八條	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11 11.2.5.4  箇条 14 14.2  箇条 15  箇条 17 17.2.5 17.2.5.3	箇条 11 端子及び端子部 11.2.5.4 タブは、該当する製造業者指定のめす（雌）形コネクタの接続ができるように、適切な空間を設け沿面距離又は空間距離が、規定する値以下に減少してはならない。 箇条 14 固形異物、水の浸入及び高湿状態に対する保護 14.2 水の浸入に対する保護 水の浸入に対する規定の試験後、スイッチは規定の耐電圧試験に耐え、絶縁物に規定の沿面距離及び空間距離を低下させることになる水分の痕跡が、検出されてはならない。 箇条 15 絶縁抵抗及び耐電圧 スイッチは、十分な絶縁抵抗及び耐電圧をもっていなければならない。（全細分箇条を含む。） 箇条 17 耐久性 17.2.5 適合性の評価 17.2.5.3 絶縁適合性 規定の試験を全て終了したとき、スイッチは、規定の耐電圧	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4526-1:2013

規格名：機器用スイッチ 第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き				箇条 20  20.1  20.2  20.3  20.4	要求事項に適合しなければならない。  箇条 20 空間距離、沿面距離、固体絶縁及び剛性プリント配線板アセンブリのコーティング  20.1 空間距離 基礎絶縁、機能絶縁、付加絶縁、強化絶縁及び遮断の空間距離は、規定の値以上でなければならない。(20.1.5.1を除き、全細分箇条を含む。)  20.2 沿面距離 基礎絶縁、機能絶縁、付加絶縁、強化絶縁及び遮断の沿面距離は、規定の値以上でなければならない。(全細分箇条を含む。)  20.3 固体絶縁 可触な付加固体絶縁及び強化固体絶縁の通し距離の最小値は、規定以上でなければならない。  20.4 剛性プリント配線板アセンブリのコーティング 剛性プリント配線板アセンブリのコーティングは、使用するタイプ A 又はタイプ B コーティングによる絶縁を備えなければならない。(全細分箇条を含む。)	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 21  21.2	箇条 21 耐火性  21.2 異常発生熱に対する耐熱性  非金属材料部品は、試験温度 650 °C等のグローワイヤ試験で、	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4526-1:2013

規格名：機器用スイッチ 第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第九条 続き		用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。		<p>箇条 23</p> <p>23.1</p> <p>23.3</p> <p>23.4</p> <p>箇条 24</p> <p>24.1.2</p> <p>24.1.4</p>	<p>グローワイヤの取外し後、30 秒以内に試料の炎又は赤熱が消えなければならない。また、試料の下に置いた薄葉紙が発火してはならない。</p> <p>箇条 23 電子式スイッチの異常動作及び故障状態</p> <p>23.1 異常状態でスイッチを動作させた場合には、どの部分も、スイッチの周囲が火災の危険になるような温度に達してはならない。</p> <p>23.3 電子的コードスイッチ及び電子的独立形固定スイッチは、規定の試験において、火炎及び燃焼粒子の放出が起こってはならない。</p> <p>23.4 冷却障害の場合の火災に対する保護 強制冷却とともに使用するよう意図されている宣言された熱電流のスイッチでは、規定の試験において、火炎又は燃焼粒子の放出が起こってはならない。</p> <p>箇条 24 電子式スイッチの構成部品</p> <p>24.1.2 安全器 規定の試験において、継続的なアーク発生が起こってはならない。</p> <p>24.1.4 ヒューズ抵抗 ヒューズ抵抗は、故障状態で破断中に火炎又は燃焼粒子の放出を引き起こしてはならない。</p>	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4526-1:2013

規格名：機器用スイッチ 第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 16 16.3.1  箇条 24 24.1.2.1	箇条 16 温度上昇 16.3.1 スイッチのその他の部品は、通常の使用においてスイッチの使用者に危害を与えるような過度の温度に達してはならない。 箇条 24 電子式スイッチの構成部品 24.1.2.1 リセット不可能な安全器 リセット不可能な安全器の可触表面は、製造業者が規定した最大温度又は異常状態についての温度値を超えてはならない。	
第十一 条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11 11.1.1.5  11.2.1.3	箇条 11 端子及び端子部 11.1.1.5 端子は、導体に過度な損傷を与えることなく締め付けるように設計しなければならない。 11.2.1.3 端子は、導体を金属表面の間で、かつ、導体を過度に損傷することなく、信頼性のある接続を行うように設計しなければならない。	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11 11.1.3.2  箇条 18 18.1	箇条 11 端子及び端子部 11.1.3.2 ねじなし端子は、通常の使用中に生じる機械的ストレスに耐えなければならない。 箇条 18 機械的強度 18.1 スイッチは、適切な機械的強度をもち、通常使用時に起こり得る手荒な扱いに耐える構造でなければならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4526-1:2013

規格名：機器用スイッチ 第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第2項 続き				18.2	18.2 スイッチは、規定のスプリングハンマ試験に耐えなければならない。	
				18.3	18.3 引きひもスイッチは、規定の引っ張り試験後、この規格への適合を損なう損傷があってはならない。	
				18.4	18.4 アクチュエータを取り付けて納品されるスイッチ又はアクチュエータの取付けを意図したスイッチは、規定の引っ張り試験後、この規格への適合を損なう損傷があってはならない。	
				箇条 19	箇条 19 ねじ、通電部品及び接続	
				19.2.1	19.2.1 ねじ止め接続は、通常の使用中に起こり得る機械的なストレスに耐えなければならない。	
				19.2.3	19.2.3 切削タッピンねじの場合には、スイッチの関連部品から脱落しないようになっていなければならない。	
				19.2.4	19.2.4 転造（金属板）ねじは、規定の試験において、端子は緩むことなく、ねじの破壊のような損傷がなく、以後の使用を阻害する頭の溝、ねじ山、ワッシャ及びあぶみ金の損傷があってはならない。	
				19.2.5	19.2.5 ねじ式グラウンドをもつスイッチは、規定の試験において、グラウンド及び試料の外郭のいずれにも、使用上支障とるいかなる損傷もみられてはならない。	
				19.2.7	19.2.7 電流の流れている接続部に用いるリベットは、その接	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4526-1:2013

規格名：機器用スイッチ 第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第2項 続き				19.28  19.3	<p>続部が通常の使用の中ねじりを受ける場合には、緩むことがないようにしっかりと固定されていなければならない</p> <p>19.2.8 導体を締め付けるねじ及びナットは、ISOメートルねじ又はピッチ及び機械的強度が同等のねじでなければならない。</p> <p>19.3 通電部 通電部及び接地導通部分は、スイッチの中で起こる諸条件の下で、適切な機械的強度をもった金属製のものでなければならない。</p>	
第十二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、人体に危害、又は物件に損傷を与えるおそれのある化学物質の流出及び溶出がないため、非該当が妥当と考える。
第十三 条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、人体に危害を及ぼすおそれのあ



## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4526-1:2013

規格名：機器用スイッチ 第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十三条続き	止					る電磁波が外部に発生しないため、非該当が妥当と考える。
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4	箇条4 一般要求事項 スイッチは、人体又は周囲の物品に危険を及ぼさないように、当該規定に従って、通常の使用状態で安全に機能するように設計し製作しなければならない。	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な再始動によ

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4526-1:2013

規格名：機器用スイッチ 第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第2項 続き	害の防止	又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。				って人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な停止によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11 11.1.2.1 11.1.3.1	箇条 11 端子及び端子部 11.1.2.1 ねじ式端子は、規定の断面積の導体を接続できなければならない。 11.1.3.1 ねじなし端子は、規定の断面積の導体を接続できなければならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4526-1:2013

規格名：機器用スイッチ 第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十六 条続き		異常な電流に耐えることができるものとする。				
第十七 条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 25  25.1.1  25.1.3  25.1.4	箇条 25 EMC 要求事項 機器用スイッチは、製造業者の仕様に従って使用するとき、イミュニティについての要求事項を満たさなければならない。機器に作り付けたり組み込むことを予定している電子的スイッチは、最終製品のイミュニティについての要求事項に従わなければならない。 電子的コードスイッチ及び独立形固定スイッチは、製造業者の宣言に従って使用するときイミュニティについての要求事項を満たさなければならない。 25.1.1 電圧ディップ及び瞬断 電子的スイッチは、電圧ディップ及び瞬断試験後、電子的スイッチは最初の状態にあり、設定は変化していない状態であればならない。 25.1.3 電氣的高速過渡電圧試験 電子的スイッチは、電氣的高速過渡電圧試験後、スイッチは最初の状態のままであればならない。 25.1.4 静電放電試験 通常使用状態に取り付けられた電子的スイッチは、静電接触及び空気放電に耐えなければならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4526-1:2013

規格名：機器用スイッチ 第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十七 条続き				25.1.5  25.1.6	25.1.5 放射電磁界試験 連続電波放射電磁エネルギーを発生する携帯用無線トランシーバ又は他の装置によって発生するものなどの電磁界を受ける電子的スイッチは、規定の試験後、電子的スイッチは最初の状態のままであり、設定も変化していない状態であればならない。  25.1.6 電源周波数磁界試験 電子的スイッチは、規定の試験中、電子的スイッチの状態が変わってはならない。	
第十八 条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 25          25.2.1	箇条 25 EMC 要求事項 機器用スイッチは、製造業者の仕様に従って使用するとき、エミッションについての要求事項を満たさなければならない。機器に作り付けたり組み込むことを予定している電子的スイッチは、最終製品のエミッションについての要求事項に従わなければならない。  電子的コードスイッチ及び独立形固定スイッチは、製造業者の宣言に従って使用するときエミッションについての要求事項を満たさなければならない。  25.2.1 低周波エミッション 公衆低電圧供給システムに接続する電子的スイッチは、回線に過度の妨害の原因とならないように設計されていなければ	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4526-1:2013

規格名：機器用スイッチ 第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十八条続き				25.2.2	<p>ばならない。</p> <p>25.2.2 無線周波エミッション</p> <p>電子的コードスイッチ及び電子的独立形固定スイッチは、過度の無線妨害の原因とならないように設計しなければならない。</p> <p>電子的スイッチは、CISPR 14-1 又は CISPR 15 の要求事項に準拠しなければならない。</p>	
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 8 8.8 8.9 8.10	<p>箇条 8 表示及び文章</p> <p>8.8 スイッチへの表示は、ねじ、取外し可能ワッシャ又は導体接続のとき及びスイッチ設置中に取り外すおそれのあるその他の部品の上に表示してはならない。電子的スイッチに内蔵する交換可能なヒューズの特性の表示は、ヒューズホルダ上又はヒューズの近傍に表示しなければならない。</p> <p>8.9 表示は、消えにくく、かつ、判読可能でなければならない。</p> <p>8.10 郭をもち、機器に組み込ませることを意図しないスイッチは、“OFF” 位置が明瞭に表示されていないなければならない。</p>	
第二十条第1項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4526-1:2013

規格名：機器用スイッチ 第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第1項 続き	示)	<p>一 扇風機及び換気扇(産業用のもの又は電気乾燥機(電熱装置を有する浴室用のものに限る、毛髪乾燥機を除く。)の機能を兼ねる換気扇を除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間(消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。)</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>				
第二十条第2項	表示等(長期使用製品安全表示制度による表示)	<p>二 電気冷蔵庫(産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4526-1:2013

規格名：機器用スイッチ 第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第2項 続き		すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条第3項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十条第4項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 4526-1:2013

規格名：機器用スイッチ 第1部：一般要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十 条第4項 続き		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				